

区 分	昭和53年	54年	55	56	57	58	59
所 得 控 除 (続) 所 得 控 除	<p>控除額 230,000円 障害者のうち,特別障害者に該当する場合は, 310,000円</p> <p>(1)障害者控除</p> <p>(2)老年者控除 その年12月31日において65歳以上で年所得1,000万円以下の者</p> <p>(3)寡婦控除 扶養親族又は基礎控除額以下の所得しかない子を有する寡婦か,扶養親族等を有しない未亡人で年所得300万円以下の者(老年者に該当する者を除く。)</p> <p>(4)勤労学生控除 学生,生徒等のうち,その年の合計所得金額が52万円以下で,かつ,自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者</p>	<p>控除額 同 左 障害者のうち,特別障害者に該当する場合は, 同 左</p> <p>(1)障害者控除</p> <p>(2)老年者控除 同 左</p> <p>(3)寡婦控除 同 左</p> <p>(4)勤労学生控除 同 左</p>	<p>控除額 同 左 障害者のうち,特別障害者に該当する場合は, 同 左</p> <p>(1)障害者控除</p> <p>(2)老年者控除 同 左</p> <p>(3)寡婦控除 同 左</p> <p>(4)勤労学生控除 同 左</p>	<p>控除額 同 左 障害者のうち,特別障害者に該当する場合は, 同 左</p> <p>(1)障害者控除</p> <p>(2)老年者控除 同 左</p> <p>(3)寡婦(寡夫)控除 ㊦ 寡婦...扶養親族又は基礎控除額以下の所得しかない子を有する寡婦か,扶養親族等を有しない未亡人で年所得300万円以下の者(老年者に該当する者を除く。) ㊧ 寡夫...基礎控除額以下の所得しかない子を有する寡夫で年所得300万円以下の者(老年者に該当する者を除く。)</p> <p>(4)勤労学生控除 同 左</p>	<p>控除額 同 左 障害者のうち,特別障害者に該当する場合は, 同 左</p> <p>(1)障害者控除</p> <p>(2)老年者控除 同 左</p> <p>(3)寡婦(寡夫)控除 同 左</p> <p>(4)勤労学生控除 同 左</p>	<p>控除額 同 左 障害者のうち,特別障害者に該当する場合は, 同 左</p> <p>(1)障害者控除</p> <p>(2)老年者控除 同 左</p> <p>(3)寡婦(寡夫)控除 同 左</p> <p>(4)勤労学生控除 同 左</p>	<p>控除額 250,000円 障害者のうち,特別障害者に該当する場合は, 330,000円</p> <p>(1)障害者控除</p> <p>(2)老年者控除 同 左</p> <p>(3)寡婦(寡夫)控除 同 左</p> <p>(4)勤労学生控除 学生,生徒等のうち,その年の合計所得金額が58万円以下で,かつ,自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者</p>
	<p>(1) 雑損控除 住宅,家財等の家庭用財産の災害等による損失額のうち,所得金額の10%を超える金額</p> <p>(2) 医療費控除 医療費のうち,所得金額の5%相当額と5万円とのいずれか低い金額を超える部分の金額(最高200万円)</p> <p>(3) 生命保険料控除 25,000円まで全額,25,000円を超え50,000円まで2分の1,50,000円を超え100,000円まで4分の1(最高50,000)</p>	<p>(1) 雑損控除 同 左</p> <p>(2) 医療費控除 同 左</p> <p>(3) 生命保険料控除 同 左</p>	<p>(1) 雑損控除 同 左</p> <p>(2) 医療費控除 同 左</p> <p>(3) 生命保険料控除 同 左</p>	<p>(1) 雑損控除 住宅,家財等の家庭用財産についての災害等による損失額のうち,所得金額の10%を超える金額。ただし,災害に直接関連して支出された費用についての控除額は,所得金額の10%相当額又は5万円のいずれか低い金額を超える金額</p> <p>(2) 医療費控除 同 左</p> <p>(3) 生命保険料控除 同 左</p>	<p>(1) 雑損控除 同 左</p> <p>(2) 医療費控除 同 左</p> <p>(3) 生命保険料控除 同 左</p>	<p>(1) 雑損控除 同 左</p> <p>(2) 医療費控除 同 左</p> <p>(3) 生命保険料控除 同 左</p>	<p>(1) 雑損控除 同 左</p> <p>(2) 医療費控除 同 左</p> <p>(3) 生命保険料控除 ㊦ 一般の生命保険料 支払保険料のうち,25,000円まで全額,25,000円を超え50,000円まで2分の1,50,000円を超え100,000円まで4分の1(最高50,000円) ㊧ 個人年金保険料 支払年金保険料等(年5,000円を限度)を控除 なお,5,000円を超える部分は ㊦の支払保険料に含めて控除する。</p>

区 分	昭和53年	54年	55	56	57	58	59
所得控除 (続)	<p>(4) 損害保険料控除 家屋又は家財について支払った損害保険料等</p> <p>① 長期契約のみの場合 10,000円まで全額, 10,000円を超え20,000円まで2分の1</p> <p>② 短期契約のみの場合 2,000円まで全額, 2,000円を超え4,000円まで2分の1</p> <p>③ 長期契約と短期契約とがある場合 3,000円～15,000円</p> <p>(5) 社会保険料控除 支払額の全額</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済等掛金(第1種共済契約に係る掛金)及び心身障害者扶養共済制度の掛金の支払額の全額</p> <p>(7) 寄付金控除 ① 社会福祉への貢献, 教育の振興等のためにした寄付金 ② 政党その他一定の政治団体又は特定の公職の候補者に対する寄付金</p> <p>について, 寄付金の額(所得金額の25%を限度)のうち, 1万円を超える部分の金額を所得控除する。</p>	<p>(4) 損害保険料控除 同 左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同 左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左</p> <p>(7) 寄付金控除 同 左</p>	<p>(4) 損害保険料控除 同 左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同 左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左</p> <p>(7) 寄付金控除 同 左</p>	<p>(4) 損害保険料控除 同 左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同 左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左</p> <p>(7) 寄付金控除 同 左</p>	<p>(4) 損害保険料控除 同 左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同 左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左</p> <p>(7) 寄付金控除 同 左</p>	<p>(4) 損害保険料控除 同 左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同 左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左</p> <p>(7) 寄付金控除 同 左</p>	<p>(4) 損害保険料控除 同 左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同 左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左</p> <p>(7) 寄付金控除 同 左</p>
税額控除	<p>④ 配当所得を上積とし, 配当所得以外の所得と合わせ課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について10%, 1,000万円を超える部分の金額について5%</p> <p>⑤ 証券投資信託の収益の分配については5%(課税総所得金額が1,000万円を超えるときは, その超える部分については2.5%) ただし, 証券投資信託の収益の分配及び株式配当等につき源泉分離課税を選択した配当所得, 少額配当の確定申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。</p>	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

区 分		昭和53年	54年	55	56	57	58	59
そ の 他 の 控 除 (続)	特 別 控 除 (続)	(3) 譲渡所得 総合課税 譲渡益から50万円を控除し、その残額のうち、長期譲渡所得に係る部分の金額の2分の1に相当する金額と短期譲渡所得に係る部分の金額との合計額を総所得金額に算入する。 ただし、土地・建物等に係る譲渡のうち一定のものについては、譲渡益から特別控除額(3,000万円乃至100万円)を控除して課税する。 (参考 土地譲渡益課税制度の沿革参照)	(3) 譲渡所得 同 左	(3) 譲渡所得 同 左	(3) 譲渡所得 同 左	(3) 譲渡所得 同 左	(3) 譲渡所得 同 左	(3) 譲渡所得 同 左
		(4) 一時所得 収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除した金額から50万円を控除し、その残額の2分の1に相当する金額を総所得金額に算入する。	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左
税 率	一 般 の 税 率	60万円以下の金額 10% 60万円を超える金額 12% 120 " 14% 180 " 16% 240 " 18% 300 " 21% 400 " 24% 500 " 27% 600 " 30% 700 " 34% 800 " 38% 1,000 " 42% 1,200 " 46% 1,500 " 50% 2,000 " 55% 3,000 " 60% 4,000 " 65% 6,000 " 70% 8,000 " 75%	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	50万円以下の金額 10.5% 50万円を超える金額 12% 120 " 14% 200 " 17% 300 " 21% 400 " 25% 600 " 30% 800 " 35% 1,000 " 40% 1,200 " 45% 1,500 " 50% 2,000 " 55% 3,000 " 60% 5,000 " 65% 8,000 " 70%
	みなし法人	事業主報酬控除後の「みなし法人所得」に対して23.9% (みなし法人所得のうち700万円を超える部分については、34.1%)	同 左	同 左	事業主報酬控除後の「みなし法人所得」に対して25.6% (みなし法人所得のうち800万円を超える部分については、36.7%)		事業主報酬控除後の「みなし法人所得」に対して27.3% (みなし法人所得のうち800万円を超える部分については、37.5%)	

(備考) 昭和58年の基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の欄の()書は、「昭和58年分の所得税の臨時特等に関する法律」適用後の控除額である。